



登米市豊里町土地改良区の地区全景

# 広報43号

令和6年12月20日発行

[発行者] 登米市豊里町土地改良区



宮城県登米市豊里町新町3番地10

TEL 0225(76)2168

FAX 0225(76)2159

www.toyoto.sakura.ne.jp

## 【目次】

- ご挨拶、要請活動の報告 ..... 2ページ
- 総代のご紹介、人事往来 ..... 3ページ
- 総代会議決結果の報告 ..... 4ページ
- 令和5年度事業報告、収支決算の内訳報告など ..... 4～8ページ
- 令和6年度一般会計収支予算など ..... 9～10ページ
- 改良区からのお知らせ ..... 11～12ページ



総代選挙会 (R06.07.16)



要請活動 (R06.08.20 登米市長への要請活動)



総代表彰

(R06.11.25 令和6年度第5回理事会席上)

(令和6年4月1日現在)

- 受益面積 1,123.5畝
- 組合員 702名



- 総代：36名
- 理事：7名
- 監事：2名
- 職員：8名

(うち臨時職員2名)

## ～ ご挨拶 ～

理事長 阿部 公



水土里ネット豊里広報43号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

寒冷の候、組合員の皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、常日頃から本土地改良区の事業推進、そして業務・運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに対し衷心より厚く御礼を申し上げます。

今年の稲作は、田植え期以降おおむね天候に恵まれたことにより作況指数は107の良となり、久々に米の概算金額も1俵あたり19,000円台に回復いたしました。これは今までが異常に低かったのであり、概算金額が上がったのではなく当たり前の金額、つまり生産コストに見合う金額になったのだと思います。精米5kg3,000円で茶碗1杯当たり65gとすると39円ですので決して高くはありません。電気や燃料、農業資材等が値上がりしている中で持続的に農業ができるようにもっとPRし、分かりやすい説明により消費者の皆さんに良くご理解して頂き、納得してもらうよう切に願うものであります。

さて、近年は地球温暖化がますます顕著になり、台風の襲来する軌道も変化しており、気温の上昇や異常な集中豪雨等が全国各地で発生しています。殊に年明け早々大地震に見舞われた能登地方にまたしても集中豪雨による大災害が発生しました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、不幸にも尊い命を奪われた方々に対し、心より哀悼の意を表します。気象庁では線状降水帯の発生予想確率はまだ10%にも満たないようで、本土地改良区でも今まで以上に気を引き締めて排水対策に万全を期すよう心がけておりますが、今後とも、組合員のために創意工夫し知恵を絞りながら所期の目的達成のため努力して参りたいと思います。

前回も申し上げておりますが、これからの最重要課題は老朽化した土地改良施設（揚水機場等）を適正に管理し長寿命化を図ることです。ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業などにより適切な管理そして補修を行うよう対策を講じながら、宮城県に事業の申請をしておりましたが、境沢揚水機場の整備事業が採択される見通しが立ちました。事業実施の際は地元負担が伴いそれに充てるための積み立てが必要になってきますので、令和7年度予算で賦課金にその分を上乗せさせて頂きたく、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、このところ江払い作業についてのご意見ご質問がございます。内容については「高齢化と作業する人数が減ってきて江払いの継続が難しい」と言うことです。土地改良区内でも今までいろいろ検討してきましたが、例えば業者等に委託した場合を試算しますと江払い1回当たり地区全体で1,500万円程かかり、賦課金1,000㎡当たり1,500円の増になります。年2回とすると1,000㎡当たり3,000円の賦課金増になります。こんなに賦課金を上げることは現実的に無理なことです。やはり、多面的機能支払交付金制度を活用し草刈の大変なところは大型草刈り機等により作業を効率的に進め、細かい部分のみを刈払い機で刈るなど人力作業が少なくなるように各集落で工夫して頂きながら当面の間、江払い作業をお願いしたいと考えております。また、豊里地区環境保全会広域協定により今年も資源向上支払い交付金（施設の長寿命化）により、土地改良施設の補修・更新工事も実施され、土地改良区維持管理費の組合費負担軽減に多大なる貢献を頂いており厚く御礼を申し上げます。

終わりに、組合員の皆様方には、ご健康に十分留意され、今後とも以前にも増したご支援ご協力をお願いいたしますとともに益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げ挨拶といたします。

## ＊ 登米市長への要請活動

令和6年8月20日に登米市役所迫庁舎において、登米市長に登米管内7土地改良区理事長による「土地改良区への支援要請」を行いました。この支援要請活動では、主に5つの事項について要請しました。

### 【主な要請内容】

- ・ 用排水機場の電気料金等、増大している維持管理費への支援の拡充
- ・ 自然災害で土地改良施設が被災した場合の災害復旧費用への支援
- ・ 機能保全対策への計画的な予算確保
- ・ 団体営による農業農村整備事業への支援
- ・ 県営による排水機場の更新等に係る農家負担の軽減



## ＊ 総代のご紹介

令和6年7月21日に執行した任期満了に伴う総代選挙は、無投票により36名の総代が就任しました。4年間どうぞよろしくお願いたします。



任 期	令和6年8月8日～令和10年8月7日（4年間）
-----	-------------------------

### 【就任した総代】 36名

※地区名の後ろ書きは、総代任期数 ※敬称略

#### 【第1区】 14名

・高橋千壽	(上町)	③
・渥美弘	(〃)	③
・渡邊隆	(横町)	⑤
・日野耕	(〃)	⑤
・今井満	(浦軒)	新
・遠藤孝	(〃)	新
・佐藤真	(仲町)	新
・須藤賢	(〃)	⑤
・佐々木俊	(下町)	③
・伊藤利	(〃)	③
・志賀清	(長根)	③
・佐々木秀	(〃)	④
・西條啓	(加々巻)	新
・加美山義	(〃)	新

#### 【第2区】 12名

・千葉進	(十五貫)	新
・千葉武	(〃)	③
・及川勝	(大曲)	②
・佐々木進	(〃)	③
・佐藤徳一郎	(〃)	③
・佐々木浩	(上竹花)	②
・只野和弘	(下竹花)	②
・菅原和彦	(〃)	②
・加藤義男	(保手)	新
・加藤博久	(〃)	④
・後藤清亮	(〃)	②
・須藤義雄	(庚申)	②

#### 【第3区】 4名

・酒井國昭	(山根)	新
・今野明美智	(白鳥)	③
・太田一郎	(〃)	②
・小出隆則	(鴛波)	②

#### 【第4区】 6名

・中沢文博	(東二ツ屋)	新
・武山勝博	(〃)	③
・秋山広勝	(〃)	⑥
・野村久吉	(西二ツ屋)	⑥
・佐藤幸治	(〃)	新
・須藤徳衛	(〃)	⑦

### 【退任された総代】 10名

※地区名の後ろ書きの年数は総代在任年数 ※敬称略

・佐々木一	(浦軒)	12年	・佐藤孝明	(十五貫)	24年
・遠藤俊男	(〃)	8年	・佐藤義信	(保手)	4年
・千葉誠	(仲町)	16年	・三浦賢也	(加々巻)	4年
・小野山輝雄	(東二ツ屋)	32年	・(有)ぐりーんずかみやま	(〃)	8年
・村田正彦	(西二ツ屋)	24年	・伊藤淳	(山根)	8年

**長い間ありがとうございました！** 在任中は、組合員と当土地改良区のパイプ役としてご尽力いただき、感謝申し上げます。なお、規程に基づき総代を12年以上務められた方々を令和6年11月25日に開催した令和6年度第5回理事会席上にて表彰させていただきました。



## ＊ 人事往来

※敬称略

### ◇退 職◇

※氏名の後ろの( )内は前役職

#### 佐藤 敬一(総務係長)【令和6年3月31日付】

定年退職後、嘱託職員として引き続き勤務いただいていたが、雇用期間満了により退職することになりました。在籍期間は組合員の皆様にご大変お世話になり感謝申し上げます。なお、令和6年度は多面的機能支払交付金活動の事務担当(臨時職員)として勤務いただいています。

## ＊ 総代会議決結果

### 令和5年度第2回通常総代会提出議案

全提出議案可決承認

と き 令和6年3月16日(土) 午前9時30分

ところ 登米市豊里多目的研修センター

報告第1号 監査報告

第1号議案 令和5年度一般会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について

第2号議案 農業農村整備事業(土地改良施設維持管理適正化事業第48期生)計画承認について

第3号議案 登米市豊里町土地改良区定款の一部変更について

第4号議案 登米市豊里町土地改良区維持管理計画書の変更について

第5号議案 登米市豊里町土地改良区規約の一部変更について

第6号議案 登米市豊里町土地改良区地区除外等処理規程の一部変更について

第7号議案 登米郡豊里町土地改良区処務規程の一部変更について

第8号議案 登米市豊里町土地改良区会計細則の一部変更について

第9号議案 登米市豊里町土地改良区畑地化協力金徴収規程の制定について

第10号議案 令和6年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について

第11号議案 令和6年度農地転用に伴う転用決済金の算定について

第12号議案 令和6年度畑地化協力金の算定について

第13号議案 令和6年度役員報酬について

第14号議案 令和6年度短期借入れについて

第15号議案 令和6年度一般会計収入支出予算議決について

第16号議案 令和6年度金銭預入先金融機関の議決について



### 令和6年度第1回臨時総代会提出議案

全提出議案可決承認

と き 令和6年7月27日(土) 午前9時30分

ところ 登米市豊里多目的研修センター

第1号議案 令和5年度事業報告の承認について

第2号議案 令和5年度財務諸表、一般会計収支決算書及び財産目録の承認について

報告第1号 監査報告

第3号議案 令和6年度一般会計補正収支予算(案)議決について



## ＊ 令和5年度事業報告、収支決算の内訳

### 事業報告

#### 第一 地区及び組合員の状況

(地区)

年度	総地積(m <sup>2</sup> )	付 記
令和4年度末	11,241,353	R05.03.31現在
令和5年度末	11,235,427	R06.03.31現在
比較増減	△5,926	地区除外による減

(組合員)

年度	組合員数(人)	付 記
令和4年度末	706	R05.03.31現在
令和5年度末	702	R06.03.31現在
比較増減	△4	利用権設定等による減

## 第二 事業の状況

(施設維持管理の状況)

名 称	施行額(円)	工事場所	工事内容	節
江払費	2,954,376	地区内	用排水路の江払	1
自家用電気工作物保安管理業務	1,093,422	〃	揚水機場(11か所)	2
揚水機場運転管理業務	593,374	〃	揚水機場(12か所)	
低濃度PCB汚染物収集運搬業務	253,000	〃	低圧コンデンサ(21台)収集運搬	
低濃度PCB汚染物電気機器等処理業務	110,000	〃	低圧コンデンサ(21台)処理	
自家用電気工作物保安管理業務	107,206	〃	三沼排水機場	3
十五貫排水機場エンジン保守点検業務	253,000	七番江	147kWエンジン点検1式	
その他業務委託費	44,150	地区内		
業務委託費(1款1項9目)計	5,408,528		※1節:管理費、2節:揚水費、3節:排水費	
その他修繕費	124,090	地区内		1
用水管路補修工事	748,000	豊里町	給水栓立上管接着剥離補修1箇所、 大沢送水管φ150mm漏水補修1箇所	2
下沼用水管路補修工事	115,500	中沼田	漏水補修(φ75mm)1箇所	
鴛波第1用水管路給水栓補修工事	62,700	小谷地	給水栓立上管接着剥離補修1箇所	
鴛波第2揚水機場シーケンサ更新工事	770,000	沢尻	シーケンサ更新1式	
大曲用水管路給水栓補修工事	85,800	前田	給水栓立上管漏水補修1箇所	
寿崎第1用水管路鋼管補修工事	43,626	新江合	鋼管漏水補修1式	
七塚揚水機場ポンプ操作盤整備工事	137,500	七ツ塚	電流・電圧計切替開閉器更新1式	
揚水機場低圧コンデンサ更新工事	1,273,800	豊里町	低圧コンデンサ(10台)更新1式	
幹線用水路安全施設整備工事	99,000	大沢谷岐	昇降ステップ更新1式	
幹線用水路浚渫工事	990,000	上下沼～ 上沼田	用水路浚渫1式	
その他修繕費	631,102	地区内		
二ツ屋暗渠排水機場引込柱更新工事	143,000	二ツ屋	引込柱更新1式	3
三沼排水機場除塵機ケーブル修繕工事	46,200	川前	ケーブル更新1式	
三沼承水路目地補修工事	159,500	昭和	目地補修1式	
その他修繕費	141,130	地区内		
修繕費(1款1項11目)計	5,570,948		※1節:管理費、2節:揚水費、3節:排水費	

・夫役現品をもってした維持管理 該当なし ・緊急事態が発生したときの維持管理 該当なし

(工事施行の状況)

工 事 名	事業費(円)	工事場所	工事内容	款項目節
豊里地区(適正化47)1号 下沼揚水機場整備補修工事	11,237,600	下沼田	高圧受電設備及び操作盤の整備補修、 補機の整備補修1式	1-2-1-1
計	11,237,600			

## 第三 事務の経過

(会議の開催状況)

会 議 名	回数
総 代 会	2回
理 事 会	7回
監 事 会	5回
総務委員会	4回
地区連絡委員会並びに用排水調整委員会	1回
工事委員会	5回

(定款、規約、諸規程の変更及び認可申請)

- ・定款の一部変更(令和6年5月28日認可)1件
- ・規約の一部変更(令和6年3月16日議決)1件
- ・諸規程の一部変更(令和5年6月21日議決)14件
- ・諸規程の一部変更(令和6年1月29日議決)3件
- ・諸規程の一部変更(令和6年3月16日議決)3件
- ・諸規程の制定(令和6年3月16日議決)1件

(事業計画の変更及び認可申請)

- ・維持管理事業計画変更(令和6年6月5日認可)1件

(その他)

- ・役員選挙、総代選挙 該当なし

#### 第四 経理の状況

(長期借入金、一時借入金)

・当該年度の借入れ 該当なし

(組合費賦課金並びに用排水施設使用料の納入及び滞納状況)

項目	調定額(円)	収入済額(円)	未納額(円)	納入率(%)
経常賦課金	111,403,286	111,026,787	376,499	99.66
特別賦課金	303,470	303,470	0	100.00
計	111,706,756	111,330,257	376,499	99.66
用排水施設使用料	2,063,880	2,055,136	8,744	99.58
合計	113,770,636	113,385,393	385,243	99.66

#### 一般会計収支決算

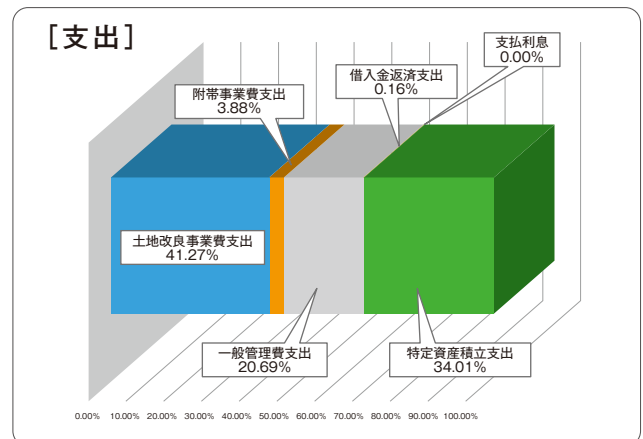
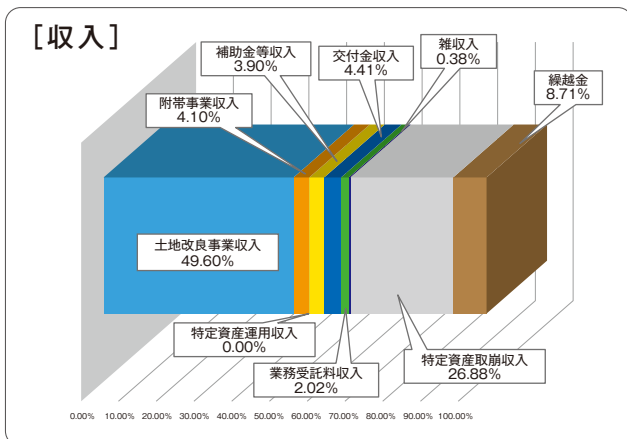
〔収入〕 224,574,954円

科目	収入決算額(円)	予算額(円)	予算対比(円)	決算額比率	付記
1款 土地改良事業収入	111,380,809	111,862,000	△481,191	49.60%	
2款 附帯事業収入	9,216,136	9,242,000	△25,864	4.10%	
3款 特定資産運用収入	4,449	8,000	△3,551	0.00%	
4款 補助金等収入	8,755,000	8,755,000	0	3.90%	
5款 交付金収入	9,900,000	9,900,000	0	4.41%	
6款 業務受託料収入	4,531,300	4,470,000	61,300	2.02%	
7款 雑収入	853,696	4,310,000	△3,456,304	0.38%	
8款 借入金収入	0	30,000,000	△30,000,000	0%	
9款 特定資産取崩収入	60,376,164	60,377,000	△836	26.88%	
10款 繰越金	19,557,400	19,557,000	400	8.71%	
収入合計	224,574,954	258,481,000	△33,906,046		

〔支出〕 188,358,038円

科目	支出決算額(円)	予算額(円)	予算対比(円)	決算額比率	付記
1款 土地改良事業費支出	77,731,218	104,942,000	△27,210,782	41.27%	
2款 附帯事業費支出	7,299,480	7,412,000	△112,520	3.88%	
3款 一般管理費支出	38,964,851	44,785,000	△5,820,149	20.69%	
4款 借入金返済支出	298,375	30,299,000	△30,000,625	0.16%	
5款 支払利息	5,113	57,000	△51,887	0.00%	
6款 特定資産積立支出	64,059,001	64,169,000	△109,999	34.01%	
7款 予備費	0	6,817,000	△6,817,000	0%	
支出合計	188,358,038	258,481,000	△70,122,962		

【繰越金 36,216,916円】



## 貸借対照表

一般会計（令和6年3月31日現在）

科 目	当年度(円)	前年度(円)	増 減(円)
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>	51,566,148	41,255,480	10,310,668
現金及び預金	38,803,871	21,396,991	17,406,880
未収賦課金等	376,499	466,042	△89,543
その他未収金	12,350,143	19,297,827	△6,947,684
立替金	23,569	76,454	△52,885
貯蔵品	12,066	18,166	△6,100
<b>2 固定資産</b>	1,458,389,218	1,645,894,121	△187,504,903
(1) 特定資産	1,430,551,687	1,617,341,301	△186,789,614
所有土地改良施設	1,200,188,337	1,390,660,788	△190,472,451
土地改良施設用地等	589,957	589,957	0
財政調整積立資産	163,447,154	161,443,597	2,003,557
職員退職給付引当積立資産	65,297,724	63,296,844	2,000,880
転用決済金積立資産	1,028,515	1,350,115	△321,600
(2) その他固定資産	27,837,531	28,552,820	△715,289
土地	5,791,262	5,791,262	0
建物	14,743,845	15,489,585	△745,740
機械及び装置	6	6	0
車両運搬具	180,685	542,051	△361,366
器具備品	657,334	1,494,827	△837,493
適正化事業拋出金	3,234,000	1,848,000	1,386,000
長期未収賦課金等	2,250,399	2,412,089	△161,690
出資金	980,000	975,000	5,000
資産合計	1,509,955,366	1,687,149,601	△177,194,235
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>	17,491,134	24,042,165	△6,551,031
未払金	14,576,053	21,180,006	△6,603,953
預り金	372,407	22,784	349,623
短期借入金	298,674	298,375	299
適正化事業拋出金短期未払金	2,244,000	2,541,000	△297,000
<b>2 固定負債</b>	75,074,145	73,448,463	1,625,682
公庫資金等長期借入金	4,516,113	4,814,787	△298,674
適正化事業拋出金長期未払金	3,300,000	2,904,000	396,000
職員退職給付引当金	67,258,032	65,729,676	1,528,356
負債合計	92,565,279	97,490,628	△4,925,349
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 指定正味財産</b>	964,062,201	1,125,655,511	△161,593,310
受取補助金等	4,725,000	5,250,000	△525,000
所有土地改良施設受贈益	959,337,201	1,120,405,511	△161,068,310
<b>2 一般正味財産</b>	453,327,886	464,003,462	△10,675,576
一般正味財産	453,327,886	464,003,462	△10,675,576
正味財産合計	1,417,390,087	1,589,658,973	△172,268,886
負債及び正味財産合計	1,509,955,366	1,687,149,601	△177,194,235

## 正味財産増減計算書

一般会計（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

科 目	当年度(円)	前年度(円)	増 減(円)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入	302,689,592	325,441,948	△22,752,356
1 土地改良事業収入	111,757,308	103,645,348	8,111,960
2 附帯事業収入	9,224,880	8,998,983	225,897
3 特定資産運用収入	4,449	5,233	△784
4 受取補助金等	9,017,500	7,626,000	1,391,500
5 受取交付金	6,600,000	11,220,000	△4,620,000
6 受取業務受託料	4,531,300	5,290,680	△759,380
7 雑収入	223,345	360,069	△136,724
8 固定資産受贈益	161,330,810	188,295,635	△26,964,825
(2) 経常支出	313,360,055	351,121,390	△37,761,335
1 土地改良事業費	73,144,218	78,055,142	△4,910,924
2 附帯事業費	7,299,480	7,040,716	258,764
3 減価償却費	190,472,451	221,430,191	△30,957,740
4 一般管理費	42,443,906	44,595,341	△2,151,435
当期経常増減額	△10,670,463	△25,679,442	15,008,979
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入	△262,500	0	△262,500
1 過年度修正	△262,500	0	△262,500
(2) 経常外支出	△257,387	15,645	△273,032
1 固定資産除却損	0	1	△1
2 支払利息	5,113	15,644	△10,531
3 過年度修正	△262,500	0	△262,500
当期経常外増減額	△5,113	△15,645	10,532
一般正味財産期首残高	464,003,462	489,698,549	△25,695,087
一般正味財産期末残高	453,327,886	464,003,462	△10,675,576
当期一般正味財産増減額	△10,675,576	△25,695,087	15,019,511
II 指定正味財産増減の部			
1 受取補助金等	0	5,250,000	△5,250,000
2 特定資産評価損(指定正味財産)	0	△1	1
3 一般正味財産への振替額	△161,593,310	△188,295,635	26,702,325
当期指定正味財産増減額	△161,593,310	△183,045,636	21,452,326
指定正味財産期首残高	1,125,655,511	1,308,701,147	△183,045,636
指定正味財産期末残高	964,062,201	1,125,655,511	△161,593,310
III 正味財産期末残高	1,417,390,087	1,589,658,973	△172,268,886



# ＊ 令和6年度一般会計収支予算

(令和6年7月補正含む)

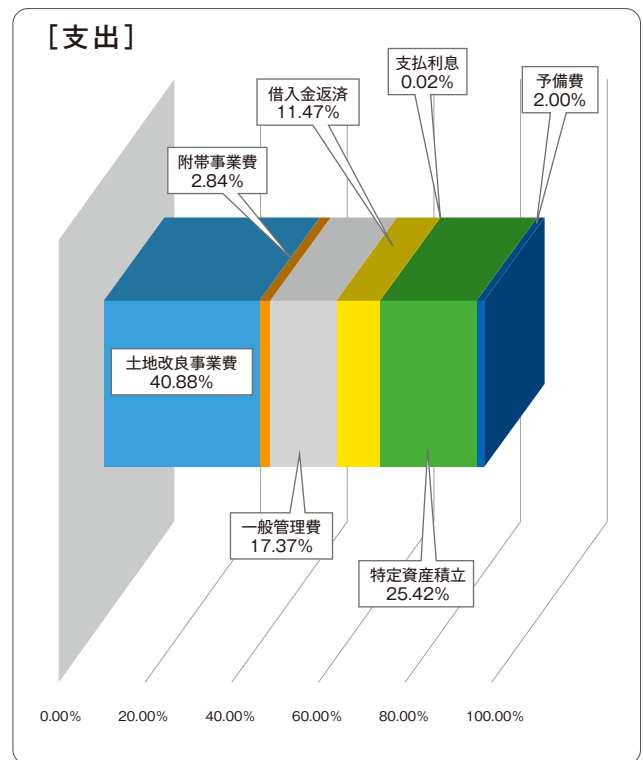
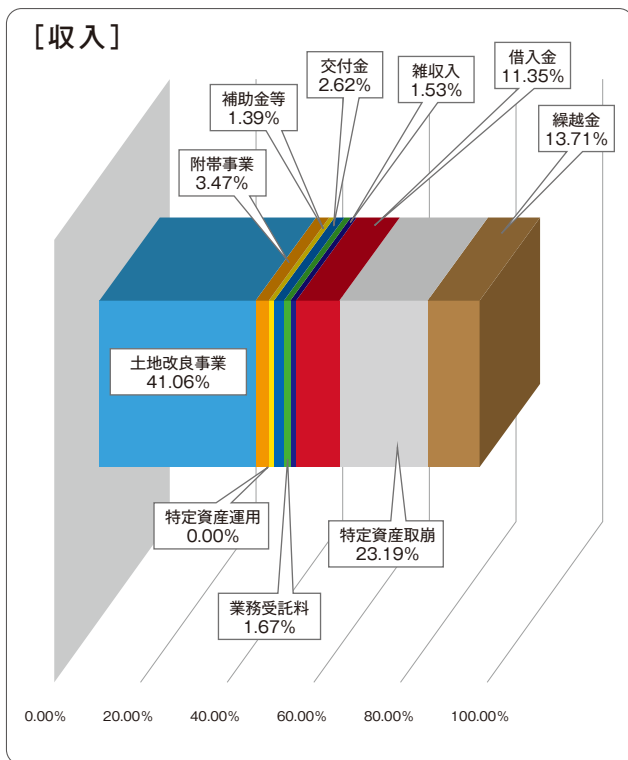
## 一般会計収支予算

[ 収入の部 ] 264,248千円

科 目	予算額(千円)		比 率 (%)	主 な 内 容
	本年度	前年度		
1 款 土地改良事業収入	108,508	111,862	41.06	賦課金、農地転用に係る転用決済金
2 款 附帯事業収入	9,176	9,242	3.47	使用料や賃貸料、手数料、多面的機能支払交付金に係る事務受託料
3 款 特定資産運用収入	10	8	0.00	財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、転用決済金積立資産の貯金利息
4 款 補助金等収入	3,660	8,755	1.39	排水維持管理事業に係る登米市からの補助金
5 款 交付金収入	6,930	9,900	2.62	適正化事業交付金
6 款 業務受託料収入	4,403	4,470	1.67	国土交通省や登米市からの操作業務受託料
7 款 雑収入	4,052	4,310	1.53	JAみやぎ登米等からの貯金利息や配当金、過年度分未納賦課金等や過剰金
8 款 借入金収入	30,000	30,000	11.35	運営資金の短期借入金
9 款 特定資産取崩収入	61,292	60,377	23.19	財政調整積立資産からの繰入及び維持管理決済金の繰入
10 款 繰越金	36,217	19,557	13.71	前年度からの繰越金

[ 支出の部 ] 264,248千円

科 目	予算額(千円)		比 率 (%)	主 な 内 容
	本年度	前年度		
1 款 土地改良事業費支出	108,029	104,942	40.88	用排水施設の維持管理に係る支出、適正化事業や操作受託業務に係る支出
2 款 附帯事業費支出	7,510	7,412	2.84	多面的機能支払交付金に係る受託業務に要する支出
3 款 一般管理費支出	45,901	44,785	17.37	運営事務費
4 款 借入金返済支出	30,299	30,299	11.47	公庫資金の償還元金や運営資金の短期借入償還元金
5 款 支払利息	56	57	0.02	公庫資金の償還利子や運営資金の短期借入償還利子
6 款 特定資産積立支出	67,174	64,169	25.42	財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、転用決済金積立資産への繰入金
7 款 予備費	5,279	6,817	2.00	



## 事業・工事の内容

(一般維持管理工事)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	節
十五貫排水機場エンジン保守点検業務 その他業務委託費	600	七番江 地区内	エンジン点検1式	3
業務委託費(1款1項9目)計	600			※3節:排水費
幹線用水路浚渫工事 揚水機場吸水槽浚渫工事 寿崎第1揚水機場高圧ケーブル更新工事 その他修繕費	7,300	上下沼～ 上沼田 豊里町 寿崎前 地区内	用水路浚渫1式 吸水槽浚渫(鴛波第2・長根・番江4) 高圧ケーブル更新1式	2
三沼排水機場貯水タンク配管改修工事 その他業務委託費	2,700	川前 地区内	配管改修1式	3
修繕費(1款1項11目)計	10,000			※2節:揚水費、3節:排水費
合計	10,600			

(土地改良施設維持管理適正化事業)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	款項目節
豊里地区(適正化44)1号 寿崎第2揚水機場整備補修工事	9,900	十丁田	補機類(封水ポンプ、真空ポンプ、小配管更新)、電気設備(インバータ更新)、除塵機(洗浄ポンプ更新)、遠方監視装置(無停電電源装置更新)の整備補修1式	1-2-1-1
工事費計	9,900			

(土地改良施設操作管理業務工事)

単位：(千円)

工事名	予算額	施行箇所	工事概要	款項目節
番江排水機場エンジン保守点検業務 その他業務委託費	1,600	外一番江 受託施設	No.3エンジン点検・減速機等オイル交換1式	1-5-8-2
業務委託費計	1,600			

## 水難事故防止にご協力ください！

入るな危険！



毎年、用水期に限らず各地で用水路やため池での痛ましい水難事故が後を絶ちません。

子どもが水路で遊ばないように声掛けや高齢者のいるご家庭では注意喚起を行うなど、地域ぐるみで水難事故を防ぎましょう。

用水路、ため池で遊んでいる方を見かけたら「**危ないよ！**」と声を掛けて下さい。



## 不法投棄は「しない」、「させない」、「許さない」



令和6年4月に当土地改良区管内において、不法投棄が確認されています。

廃棄物（ゴミ）の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると罰則が科されます。

不法投棄は「**しない**」、「**させない**」、「**許さない**」

を合い言葉に、大切な農地を一緒に守っていきましょう！

不法投棄を発見したら、土地改良区や豊里総合支所に連絡をお願いします。



## 機械作業による給水栓や水閘の破損にご注意ください！



機械作業による給水栓や水閘の破損が増えています。草刈りなどを機械作業でおこなう際は、給水栓や水閘の破損にご注意ください。

もし、破損してしまった場合は、すぐに土地改良区に連絡をお願いします。

給水栓や水閘の破損補修工事の費用は「**耕作者負担**」です！



## 用水開始前に給水栓の確認（清掃）をしましょう！



給水栓にゴミ詰まり等があると用水の流れが悪くなるほか、開け閉めにも支障をきたす場合があります。

用水開始前の3月中には給水栓の確認（清掃）をしましょう！

また、毎年4月上旬にパイプラインの漏水試験を実施しています。試験時に給水栓が開きっぱなしになっているとほ場に用水がたくさん入ってしまいます。

麦などの転作ほ場や4月上旬に耕起される方は給水栓が閉まっていることを確認してください。



## ⚠️ 賦課金等は期限内に納めましょう ⚠️

令和6年度組合費賦課金等の **納入期限は「令和7年1月15日(水)」**です。忘れずに期限内に納めるようにお願いします。

納入期限後は、**過怠金(延滞金、督促手数料)**が発生しますのでご注意ください。

賦課金について、ご不明な点やご相談は当土地改良区の総務課までお問い合わせ下さい。

## こんなときは土地改良区への届出が必要です!悩んだときは、ご相談下さい!

- ✓ 農地を売買または交換したとき、相続や贈与したとき
- ✓ 農地を貸借契約(農地中間管理機構経由分を含む)したとき、または解約したとき
- ✓ 後継者に経営を移譲したとき
- ✓ 組合員が亡くなられたとき
- ✓ 組合員の住所や電話番号が変わったとき

**【届出書類】 組合員資格得喪通知書、住所変更届**

- 土地改良法第43条の規定により資格喪失と資格取得者が連名捺印を行い、その都度の届出が必要です
- 新しい組合員には、選挙権の付与と組合費が賦課されます

- ✓ 農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ✓ 公共用事業などにより農地が買収されたとき

**【届出書類】 農地転用等の通知書、地区除外申請書**

- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくことになります
- 届出をされない場合には、旧態のまま賦課されます

※届出書類はホームページからも取得できます。

⚠️ **市役所(総合支所)や法務局、農業委員会などの公共機関で手続きをおこなっただけでは、土地改良区の賦課台帳は更新されませんのでご注意願います!**

**土地の権利移動や組合員の変更の際は、土地改良区にも届出をお願いします。**

### 令和6年度決済金内訳

(単位:円/1,000㎡)



地区名	区分	決済金(円)				前年度比較(円)
		借入償還	維持管理	事業費	計	
地区内全域	田地	0	14,458	-	14,458	1,866
	畑地	0	5,824	-	5,824	933
二ツ屋地区		86,202	14,458	-	100,660	△3,835

### 「決済金」とは?

地区内から農地が除外された場合に、上記の決済金算定基準によって、その農地が背負っている事業の償還金を一括して決済いただくものです。

## 事前に確認してください!

**未納賦課金は新しい耕作者が負担します!!**

土地改良区の賦課金等を滞納している農地を売買や貸し借りなどで移動した場合、新たな耕作者が未納賦課金等を支払うこと(権利の承継)が法律で義務づけられています。※同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金等が付随します。

農地を売買や借受けする場合は、**手続きする前に賦課金等の納入状況を確認することが大切です。**

## ～用水について～

用水は、国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水しており、期間や年間の総取水量も定められています。

限りある水量となりますので、効率的な運用にご協力をお願いします。

あわせて、水路や畦畔等の管理についてもご協力をお願いします。